

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

【改め文作成中につき、新旧参照】



特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案新旧（未定稿）

○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

目次

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特定非営利活動法人

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則（第三条―第九条）

第一節 通則（第三条―第九条）

第二節 設立（第十条―第十四条）

第二節 設立（第十条―第十四条）

第三節 管理（第十四条の二―第三十条）

第三節 管理（第十四条の二―第三十条）

第四節 解散及び合併（第三十一条―第四十条）

第四節 解散及び合併（第三十一条―第四十条）

第五節 監督（第四十一条―第四十三条の三）

第五節 監督（第四十一条―第四十三条の三）

第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第六節 雑則（第四十四条―第四十五条）

第一節 認定特定非営利活動法人（第四十四条―第五十七条）

第二節 仮認定特定非営利活動法人（第五十八条―第六十二条）

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督（第六十四条―第六十九條）

第四章 税法上の特例（第七十条・第七十一条）

第五章 雑則（第七十二条―第七十六条）

第六章 罰則（第七十七条―第八十条）

第三章 税法上の特例（第四十六条・第四十六条の二）

第四章 罰則（第四十七条―第五十条）

附則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ (略)

ロ (略)

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者

附則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするも

的とするものでないこと。

3| この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四  
条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4| この法律において「仮認定特定非営利活動法人」とは、第五十  
八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在  
する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭  
和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定  
都市をいう。以下同じ。)の区域内のみに所在する特定非営利活動  
法人にあつては、当該指定都市の長)とする。

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律案(第七十七回国会閣法四十九号)  
による改正との関係については、要検討

(削る)

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又

のでないこと。

(新設)

(新設)

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都  
道府県の知事とする。

2| 特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設  
置するものにあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、  
内閣総理大臣とする。

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令(前

は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 (略)

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ (略)

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）及び住所又は居所を記載した書面

四〇七 (略)

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収入及び支出の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2

【縦覧期間中の補正について検討中】

条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項、第四十四条の二及び第四十四条の三を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 (同上)

二 (同上)

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

ロ (同上)

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四〇七 (同上)

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

2

(同上)

(認証の基準等)

第十二条 (略)

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間以内)に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の認証の決定をしたときはその旨を、同項の不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、速やかに当該申請をした者に対し、書面により通知しなければならない。

(成立の時期等)

第十三条 (略)

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があつた日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について

(認証の基準等)

第十二条 (同上)

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもつて当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

(成立の時期等)

第十三条 (同上)

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2| 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（理事の代表権）

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

（削る）

（役員欠格事由）

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一 三 （略）

（理事の代表権）

第十六条 （同上）

2| 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（役員欠格事由）

第二十条 （同上）

一 三 （同上）

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。以下同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五・六 （略）

（役員の変更等の届出）

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があつたときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 （略）

（定款の変更）

第二十五条 ①・2 （略）

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の数に

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五・六 （同上）

（役員の変更等の届出）

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があつたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 （同上）

（定款の変更）

第二十五条 ①・2 （同上）

3 定款の変更（第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）並びに同項第八号及び第十四

係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)、又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(第十四条の九第一項の場合にあつては、同項の意思表示を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録。以下同じ。)、及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 (略)

6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、遅滞なく、変更後の定款及び社員総会の議事録の謄本を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書在所轄庁に提出しなければならない。

号に掲げる事項に係るもの(第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。)を除く。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を併せて添付しなければならない。

5 (同上)

6 特定非営利活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(新設)

第二十六条 (略)

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項第一号に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。）を申請書に添付しなければならない。

3 (略)

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一・二 (略)

三 計算書類（貸借対照表及び活動計算書をいう。以下同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 (略)

第二十六条 (同上)

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 (同上)

(会計の原則)

第二十七条 (同上)

一・二 (同上)

三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りように表示したものとすること。

四 (同上)

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度の初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）

二 年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面（以下「年間役員名簿等」という。）

2| 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定める

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

ところにより、定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し並びに役員名簿を、その事務所に備え置かなければならない。

3| 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

2| 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録、次条第二項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録、第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 年間役員名簿等

三 役員名簿

四 定款又はその認証若しくは登記に関する書類の写し（以下「定款等」という。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(事業報告書等の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等及び年間役員名簿等を所轄庁に提出しなければならない。

(削る)

(事業報告書等の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは年間役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、その就任の日から二月以内に、公告を

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があつた定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2) 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

第三十条 削除

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、その就任の日から二月以内に、少なく

もって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 4 (略)

(合併の時期等)

第三十九条 (略)

2 第十三条第二項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あら

とも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 4 (同上)

(合併の時期等)

第三十九条 (同上)

2 第十三条第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該

かじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならぬ。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3・4 (略)

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九条の規定による事業報告書等若しくは年間役員名簿等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2・4 (略)

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと

特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならぬ。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3・4 (同上)

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2・4 (同上)

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合には警察

ができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

### 第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

#### 第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けられることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県

庁長官、都道府県知事である場合にあつては警視總監又は道府県警察本部長(次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。)の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警察庁長官又は警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

(新設)

又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 四 設立の年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3| 前項の申請書には、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに規定する要件に適合する特定非営利活動法人が申請を行う場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

4 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定（第五十一条第二項の規定による認定の有効期間の更新を含む。）又は第五十八条第一項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（第一項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定又は第五十八条第一項の仮認定を受けようとする場合は二年）内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度の初日からその末日までの期間をいう。

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第四項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（一）に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（二）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、

（新設）

(2) 及び (3) に掲げる金額の合計額をいう。) の占める割合が政令で定める割合以上であること。

(1) 総収入金額から国等 (国、地方公共団体、法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下同じ。) からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの (次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額 (第四号二において「受入寄附金総額」という。) から一者当たり基準限度超過額 (同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。) その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち (2) に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者 (当該事業年度における同一の者からの寄附金 (寄附者

の氏名又は名称その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下同じ。の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者の寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 当該申請に係る特定非営利活動法人が、前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）

の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に係らない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに規定する要件に適合する場合にあつては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（１） 会員等

（２） 特定の団体の構成員

（３） 特定の職域に属する者

（４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し、

又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求め  
める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる要件に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員、当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者、これらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び

書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

二 その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四

その事業活動に関し、次に掲げる要件に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合その他これに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

二 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を

特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、年間役員名簿等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第三項第二号及び第三号の書類、第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類又は同条第四項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等及び年間役員名簿等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 当該申請に係る特定非営利活動法人につき法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 当該申請に係る特定非営利活動法人の前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ、第五号、第六号並びに第七号に規定する要件（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の仮認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号に規定

する要件を除く。)に適合していること。

2) 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定の申請をしようとする特定非営利活動法人が合併により設立された法人又は合併により存続する法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度開始の日においてその設立又は合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第三

(新設)

(新設)

項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が第六十七条第二項において準用する同条第一項若しくは同条第四項において準用する同条第三項の規定により第五十八条第一項の仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない

者

二 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第三項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第二項において準用する同条第一項若しくは同条第四項において準用する同条第三項の規定により第五十八条第一項の仮認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課され、又は徴収された日から三年を経過しないもの

六 暴力団の構成員等がその事業活動を支配するもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号二及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府

県警察本部長

(新設)

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

（認定の通知等）

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- 四 当該認定の有効期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府

（新設）

県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4| 認定特定非営利活動法人のうち第一項の規定による認定の通知を受けた時においてその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、内閣府令で定めるところにより、同項の通知を受けた後遅滞なく、次に掲げる書類を、所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

- 一 定款等
- 二 役員名簿
- 三 社員のうち十人以上の者の氏名を記載した書面
- 四 第四十四条第三項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
- 五 認定に関する書類の写し
- 六 事業報告書等
- 七 年間役員名簿

（名称の使用制限）

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2| 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人で

（新設）

あると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間等)

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とする。

2| 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3| 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4| 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5| 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日

(新設)

から起算するものとする。

- 6| 第四十四条(第一項及び第三項第一号を除く。)、第四十五条(第一項第三号口、第六号、第八号及び第九号を除く。)、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項から第三項までの規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第三項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員又は定款の変更に係る特例等)

- 第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条並びに第二十五条第六項及び第七項の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁」とあるのは、「所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)」とする。

- 2| 認定特定非営利活動法人が第二十六条第一項の申請書を提出するときは、第二十五条第四項及び第二十六条第二項の添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 3| 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(新設)

4 所轄庁は、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき又は前項の届出を受けたときその他公示事項に変更があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならぬ。

第五十三条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨

又はその事務所が所在する都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、当該都道府県知事に通知しなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第三項第二号及び第三号の書類を、都道府

（新設）

（新設）

県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定を受けた日から五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2| 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度の初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号の書類についてはその作成の日から五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収入の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3| 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4| 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が二百万円以下のものを除く。以下同じ。）を行うときは、

都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から三年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

5| 認定特定非営利活動法人は、第一項の書類、第二項第二号から第四号までに掲げる書類、第三項の書類若しくは第四項の書類又は事業報告書等、年間役員名簿等、役員名簿若しくは定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下「所轄庁等」という。）に提出しなければならない。

2| 認定特定非営利活動法人についての第二十九条の規定の適用については、同条中「所轄庁」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道

（新設）

府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事」とする。

3| 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁等に提出しなければならない。

4| 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第四項の書類を所轄庁等に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第五十四条第一項の書類、同条第二項第二号から第四号までに掲げる書類、同条第三項の書類又は同条第四項の書類（過去三年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

(新設)

(新設)

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあつては、更新拒否処分がされたとき）。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失つたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならぬ。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失つたときは、その旨を、所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 仮認定特定非営利活動法人

（仮認定）

第五十八条 特定非営利活動法人であつて新たに設立されたものうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができる。

(新設)

2| 第四十四条第二項及び第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人について、準用する。

(仮認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に適合すると認めるときは、当該仮認定をするものとする。

(新設)

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに適合すること。
- 二 その設立の日(当該特定非営利活動法人が合併により設立された法人である場合にあつては、当該特定非営利活動法人が設立された合併によつて消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併により存続する法人である場合にあつては、当該法人又は当該合併により消滅した特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日)から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の仮認定を受けたこ

とがないこと。

(仮認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して三年とする。

(新設)

(仮認定の失効)

第六十一条 仮認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の仮認定は、その効力を失う。

(新設)

一 第五十八条第一項の仮認定の有効期間が経過したとき。

二 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。第六十三条第二項において同じ。）と合併をした場合において、その合併が同項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）。

三 仮認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 仮認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十七条第二項の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

(新設)

### 第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立された特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併により消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

(新設)

2| 仮認定特定非営利活動法人が仮認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立された特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併により消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3| 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、第三十条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前

項の認定の申請をしなければならない。

4| 前項の申請があつた場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立された特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5| 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十七条から第四十九条までの規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに第六十二条において準用する第四十七条から第四十九条までの規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、実績判定期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

##### (報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又

(新設)

はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2| 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3| 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となつている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第六項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4| 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5| 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6| 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関する検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7| 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勸告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六

(新設)

十七条第三項各号(同条第四項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2| 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第三項各号(第一号にあつては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除き、第六十七条第四項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3| 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の勧告をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4| 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかつたときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5| 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、

その旨を公示しなければならない。

6| 第一項及び第二項の勧告並びに第四項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

7| 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号二又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた収益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2| 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は仮認定の取消し)

(新設)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があつたとき。

2| 前項の規定は、仮認定の取消しについて準用する。

3| 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ、第五号又は第七号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 法令又は法令に基づく行政機関の処分違反したとき。

4| 前項の規定は、仮認定の取消しについて準用する。

5| 第四十三条第三項及び第四項の規定は、第一項若しくは第三項の規定による認定の取消し(以下「認定の取消し」という。)又は第二項において準用する第一項若しくは前項において準用する第三項の規定による仮認定の取消し(以下「仮認定の取消し」とい

(新設)

う。)について準用する。

6| 第六十五条第七項の規定は、認定の取消し又は仮認定の取消しをしようとする場合について準用する。

7| 所轄庁は、認定の取消し又は仮認定の取消しをしたときは、インターネットその他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

8| 第四十九条第三項の規定は、認定の取消し又は仮認定の取消しをした場合について準用する。

(所轄庁への意見等)

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかつた場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2| 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号二又は第

(新設)

六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章及びこの章に基づく命令の規定による事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が講ずべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章及びこの章に基づく命令の規定による事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは仮認定の取消しその他の措置を行うべきことを指示することができる。

#### 第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第

(新設)

#### 第三章 税法上の特例

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公

二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2・3 (略)

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2・3 (同上)

第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書等の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(削る)

(削る)

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術利用法の適用)

第六節 雑則

(情報の提供)

第四十四条 内閣総理大臣は、第九条第二項の特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事に対し、第二十九条第二項の閲覧に係る書類の写し(この項の規定により既に送付したものを除く。)を送付しなければならない。

2| 第九条第二項の特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前項の書類の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3| 都道府県の知事は、条例で定めるところにより、第一項の規定により送付を受けた書類の写しを閲覧させることができる。

(新設)

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二

十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第六項及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請、第四十九条第一項及び第三項（第五十一条第六項及び第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による通知、同条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出、同条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による通知及び同条第五項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十四条第五項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五

（情報通信技術利用法の適用）

第四十四条の二、第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号、次項において「情報通信技術利用法」という。）、第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、

第十五条第一項、第三項及び第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。  
(削る)

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第六項において

都道府県の条例」とする。

2| 前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第四十四条の三 第十四条の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術